

財務諸表における各科目の概要  
資金収支計算書記載科目

収入の部		
大科目	小科目	備考
学生活動等納付金収入	授業料収入 入學金収入	在学または在籍の条件として徴収する授業料収入をいう。 入学の条件として徴収する収入をいう。
手数料収入	入学検定料収入 試験料収入 証明手数料収入 大学入試センター試験実施手数料収入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。 再試験等のために徴収する収入をいう。 在学証明、成績証明等のために徴収する収入をいう。 大学入試センター試験の実施経費として配当された収入をいう。
寄付金収入	特別寄付金収入 一般寄付金収入	土地、建物等の現物寄付金を除く。 用途指定のある寄付金をいう。 用途指定のない寄付金をいう。
補助金収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入	国やこれに準ずる機関から交付される補助金をいう。日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。 地方公共団体からの補助金をいう。
資産売却収入	土地売却収入 設備売却収入 有価証券売却収入	土地の売却による収入をいう。 施設・設備・機器備品や車両等の売却による収入をいう。 国債・地方債・社債・貸付信託・投資信託等有価証券の売却による収入をいう。
付随事業・収益事業収入	補助活動収入 受託事業収入	学生寮の家賃等、教育活動に付随する活動に関わる事業の収入をいう。公開講座の受講料収入も含む。 外部から委託を受けて行う試験・研究等の事業収入をいう。
受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産運用収入 その他の受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。 預金、有価証券等の利息、配当金等の収入をいう。
雑収入	施設設備利用料収入 私立大学退職金財団交付金収入 雑収入 過年度修正収入	諸施設・設備の賃貸による収入をいう。 私立大学退職金財団からの交付金収入をいう。 上記(当該小科目)の各収入以外の収入をいう。 前年度以前に計上した収入または支出の修正額で当年度の収入となるものをいう。
借入金等収入	長期借入金収入 短期借入金収入	返済期限が貸借対照表日後1年を越える借入金をいう。 返済期限が貸借対照表日後1年内の借入金をいう。
前受金収入	授業料前受金収入 入學金前受金収入 寮費・食費前受金収入 その他の前受金収入	翌年度入学の学生に関わる学生活動等納付金収入等の前受による収入をいう。
その他の収入	第2号基本金引当特定資産取崩収入 第3号基本金引当特定資産取崩収入 退職給与引当特定資産取崩収入 減価償却引当特定資産取崩収入 国際交流支援基金引当特定資産取崩収入 前期末未収入金収入 短期貸付金回収収入 長期貸付金回収収入 預り金受入収入  前払金回収収入 仮払金回収収入	上記(大科目)の各収入以外の収入をいう。 第2号基本金引当特定資産の取崩しに関わる繰入収入をいう。 第3号基本金引当特定資産の取崩しに関わる繰入収入をいう。 退職給与引当特定資産の取崩しに関わる繰入収入をいう。 減価償却引当特定資産の取崩しに関わる繰入収入をいう。 国際交流支援基金引当特定資産の取崩しに関わる繰入収入をいう。 前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。 期限が1年以内の貸付金等の回収による収入をいう。 期限が1年を超える貸付金・貸与奨学金等の回収による収入をいう。 教職員の源泉所得税、社会保険料、諸会費等の委託徴収に関わる預り金の受入収入をいう。 前払金の精算による収入をいう。 仮払金の精算による収入をいう。
資金収入調整勘定	期末未収入金 △ 前期末前受金 △	年度末における未収額をいう。 前会計年度末における当該会計年度の収入となるべきものの前受額をいう。
前年度繰越支払資金		

支出の部		
大科目	小科目	備考
人件費支出	教員人件費支出  職員人件費支出  役員報酬支出 退職金支出 退職給与確定拠出金支出	教員(兼務教員を含む。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費、私立大学退職金財団負担金をいう。 教員以外の職員(アルバイト等の兼務職員を含む。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費、私立大学退職金財団負担金をいう。 理事及び監事等に支払う報酬をいう。 確定拠出年金制度による拠出金をいう。
教育研究経費支出	消耗品費支出  光熱水費支出 旅費交通費支出  通信運搬費支出 印刷製本費支出 修繕費支出 損害保険料支出 奨学厚生費支出	教育研究のために支出する経費(学生募集をするために支出する経費を除く)をいう。 原則として、1個又は1組10万円未満または耐用年数1年未満で、少額重要資産の対象とならない物品をいう。 電気料、燃料費、上下水道料をいう。 教育研究用務で使用する鉄道・航空機・タクシ一代等の運賃、有料道路通行料、駐車料及び宿泊料等をいう。 電話料、電報料、通信料、郵便料、宅配料、運搬費をいう。 教材・書類・入試問題等の印刷及び製本費(電子媒体を含む)をいう。 建物・建物付属設備・構築物・機器備品等の修繕、軽微な模様替え、取り壊し費をいう。 建物の火災保険料、自動車保険等の損害保険料の支出となる経費をいう。 支給又は減免した奨学金(貸与を除く)、学生活動に対する補助金、教育活動参加学生の交通費・参加費・受講料・保険料、学生に関わる記念品及び慶弔品等をいう。

## 支出の部

科 目	備 考
大 科 目	小 科 目
教育研究経費支出	<p>公租公課支出 諸会費支出 会議涉外費支出 委託費支出 賃借料支出 報酬・手数料支出 受託研究費支出 研究分担金支出 雑費支出</p> <p>租税その他の賦課金の支出となる経費をいう。 大学及び教職員が会員となる各種団体への会費となる経費をいう。 教育に関わる会議、懇談会の食事、接待等の支出となる経費をいう。 業務委託契約に基づく業務委託費、施設設備・機器備品等の保守調整費、電算システム等の開発・保守調整費、医師の検診料、人材派遣等委託料等をいう。 施設設備等の借用料、備品等リース料、レンタカー使用料、長期駐車場借用料等をいう。 原稿料・講演料等の謝礼、デザイン料・著作権使用料・翻訳料・校正料等の報酬費、本学工作センター加工依頼料、解析センター機器使用料等をいう。 受託研究に関わる支出で、人件費・機器備品購入を除く経費をいう。 本学の研究責任者から他機関の共同研究者に配分する研究費の支出をいう。 上記いずれの科目にも該当しない経費をいう。</p>
管理経費	<p>消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 通信運搬費支出 印刷製本費支出 修繕費支出 損害保険料支出 福利厚生費支出 広報費支出 為替差損支出 寄付金支出 公租公課支出 諸会費支出 会議涉外費支出 委託費支出 賃借料支出 報酬・手数料支出 雑費支出 過年度修正支出</p> <p>教育研究経費以外に支出する経費をいう。 原則として、1個又は1組10万円未満または耐用年数1年未満の物品をいう。 電気料、燃料費、上下水道料をいう。 教育研究用以外で使用する鉄道・航空機・タクシーバー等の運賃、有料道路通行料、駐車料及び宿泊料等をいう。 電話料、電報料、通信料、郵便料、宅配料、運搬費をいう。 封筒・ハガキ・書類・学生募集要項等の管理用各種発行物の印刷及び製本費(電子媒体を含む)をいう。 建物・建物付属設備・構築物・機器備品等の修繕、軽微な模様替え、取り壊し費をいう。 教育研究用以外の建物の火災保険料、自動車保険等の損害保険料の支出となる経費をいう。 役員・教職員に対する福利厚生費(所定福利費を除く)、慶弔金、永年勤続表彰記念品代、生命保険料、定期保険料、健康診断経費をいう。 学生募集に関する広告・広報活動、学校案内の作成、大学に関する広告・広報活動、学報・年史等の発行等をいう。 外国通貨や外貨預金の円貨への交換や外貨建債権債務の決済・換算の際に生ずる為替換算差額による支出をいう。 租税その他の賦課金の支出となる経費をいう。 法人及び大学が会員となる各種団体への会費となる経費をいう。 教育研究以外の会議、懇談会の食事、交際費、外部への慶弔等の支出となる経費をいう。 業務委託契約に基づく教育研究目的以外の業務委託費、施設設備・機器備品等の保守調整費、電算システム等の開発・保守調整費、管理部門の人材派遣委託料等をいう。 施設設備等の借用料、備品等リース料、レンタカー使用料、長期駐車場借用料等をいう。 公認会計士・司法書士等に支払う報酬費、原稿料・講演料等の謝礼、デザイン料・著作権使用料・翻訳料・校正料等の報酬費等をいう。 上記いずれの科目にも該当しない経費をいう。 前年度以前に計上した収入または支出の修正額で当年度の支出となるものをいう。</p>
借入金等利息支出 借入金等返済支出	<p>借入金利息支出 借入金返済支出</p> <p>借入金に対する利息の支払額をいう。 借入金元金の返済額をいう。</p>
施設関係支出	<p>土地支出 建物支出 構築物支出 建設仮勘定支出</p> <p>土地購入費(測量費、仲介手数料、涉外費等を含む)、土地改良費(土地を利用するためにする整地、排水設備及び擁壁等の工事費)をいう。 建物に付属する電気、給排水、冷暖房等の設備のための支出を含む。 競技場、テニスコート、庭園、堀、舗装、浄化水槽等の土木設備又は工作物のための支出をいう。 建物及び構築物等が完成するまでの支出をいう。</p>
設備関係支出	<p>教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出 図書支出 車両支出</p> <p>耐用年数が1年以上で、1件又は1組の価格が10万円以上もしくは常時相当数(多量)の保存が必要な教育研究用のものを取得するための支出をいう。 耐用年数が1年以上で、1件又は1組の価格が10万円以上の教育研究用以外のものを取得するための支出をいう。 書籍等の出版物で長期間にわたって使用保存するものをいう。 公用車、スクールバス等の車両の購入費をいう。</p>
資産運用支出	<p>第2号基本金引当特定資産繰入支出 第3号基本金引当特定資産繰入支出 退職給与引当特定資産繰入支出 減価償却引当特定資産繰入支出 国際交流支援基金引当特定資産繰入支出 PCB処理引当特定資産繰入支出 投資有価証券購入支出</p> <p>第2号基本金引当特定資産の繰入のための支出をいう。 第3号基本金引当特定資産の繰入のための支出をいう。 退職給与引当特定資産の繰入のための支出をいう。 減価償却引当特定資産の繰入のための支出をいう。 国際交流支援基金引当特定資産の繰入のための支出をいう。 PCB(ポリ塩化ビフェニル)処理引当特定資産の繰入のための支出をいう。 金融商品取引法第2条に定める有価証券を取得するための支出をいう。</p>
その他の支出	<p>短期貸付金支払支出 長期貸付金支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出 仮払金支払支出 預託金支払支出</p> <p>期限が1年以内の貸付金等の貸付による支出をいう。 期限が1年を超える貸付金・貸与奨学金等の貸付による支出をいう。 前会計年度末における未払金の当該会計年度における支払支出をいう。 源泉所得税、社会保険料、学生災害保険料等の委託徴収に関する預り金の支払支出をいう。 翌会計年度の支払に関わる支出をいう。 支出科目的未定及び出張旅費等の概算支払をいう。 車両のリサイクル預託金の支払に関わる支出をいう。</p>
資金支出調整勘定	<p>期末未払金 △ 前期末前払金 △</p> <p>経費等の年度末における未払額をいう。 前会計年度末における当該会計年度の支払に関わる支出をいう。</p>
翌年度繰越支払資金	

財務諸表における各科目の概要  
事業活動収支計算書記載科目

科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
事業活動収入の部	学生生徒等納付金	授業料 入学金 在学または在籍の条件として徴収する授業料収入をいう。 入学の条件として徴収する収入をいう。
	手数料	入学検定料 試験料 証明手数料 大学入試センター試験実施手数料 その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。 再試験等のために徴収する収入をいう。 在学証明、成績証明等のために徴収する収入をいう。 大学入試センター試験の実施経費として配当された収入をいう。
	寄付金	特別寄付金 一般寄付金 現物寄付 用途指定のある寄付金をいう。施設設備寄付金は除く。 用途指定のない寄付金をいう。 施設設備以外の現物資産等の受贈額をいう。
	経常費等補助金	国庫補助金 地方公共団体補助金 施設設備補助金以外の補助金をいう。 国やこれに準ずる機関から交付される補助金をいう。日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。 地方公共団体からの補助金をいう。
	付随事業収入	補助活動収入 受託事業収入 学生寮の家賃等、教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。公開講座の受講料収入も含む。 外部から委託を受けて行う試験・研究等の事業収入をいう。
	雑収入	施設設備利用料 私立大学退職金財団交付金 退職給与引当金戻入額 上記(当該小科目)の各収入以外の収入をいう。 諸施設・設備の賃貸による収入をいう。 私立大学退職金財団からの交付金収入をいう。 退職給与引当金からの当期戻入額をいう。
	科 目	
大 科 目	小 科 目	備 考
教育活動収支	人件費	教員人件費 職員人件費 役員報酬 退職金 退職給与確定拠出金 退職給与引当金繰入額 教員(兼務教員を含む。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費、私立大学退職金財団負担金をいう。 教員以外の職員(アルバイト等の兼務職員を含む。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費、私立大学退職金財団負担金をいう。 理事及び監事等に支払う報酬をいう。 確定拠出年金制度による拠出金をいう。 退職給与引当金への当期繰入額をいう。
	教育研究経費	消耗品費 光熱水費 旅費交通費 通信運搬費 印刷製本費 修繕費 損害保険料 奨学厚生費 公租公課 諸会費 会議涉外費 委託費 教育研究のために支出する経費(学生募集をするために支出する経費を除く)をいう。 原則として、1個又は1組10万円未満または耐用年数1年未満で、少額重要資産の対象とならない物品をいう。 電気料、燃料費、上下水道料をいう。 教育研究用務で使用する鉄道・航空機・タクシ一代等の運賃、有料道路通行料、駐車料及び宿泊料等をいう。 電話料、電報料、通信料、郵便料、宅配料、運搬費をいう。 教材・書類・入試問題等の印刷及び製本費(電子媒体を含む)をいう。 建物・建物付属設備・構築物・機器備品等の修繕、軽微な模様替え、取り壊し費をいう。 建物の火災保険料、自動車保険等の損害保険料の支出となる経費をいう。 支給又は減免した奨学金(貸与を除く)、学生活動に対する補助金、教育活動参加学生の交通費・参加費・受講料・保険料、学生に係る記念品及び慶弔品等をいう。 租税その他の賦課金の支出となる経費をいう。 大学及び教職員が会員となる各種団体への会費となる経費をいう。 教育に係る会議、懇談会の食事、接待等の支出となる経費をいう。 業務委託契約に基づく業務委託費、施設設備・機器備品等の保守調整費、電算システム等の開発・保守調整費、医師の検診料、人材派遣等委託料等をいう。 施設設備等の借用料、備品等リース料、レンタカー使用料、長期駐車場借用料等をいう。
	賃借料	原稿料・講演料等の謝礼、デザイン料・著作権使用料・翻訳料・校正料等の報酬費、本学工作センター加工依頼料、解析センター機器使用料等をいう。
	報酬・手数料	受託研究費 研究分担金 雑費 減価償却額 受託研究に係る支出で、人件費・機器備品購入を除く経費をいう。 本学の研究責任者から他機関の共同研究者に配分する研究費の支出をいう。 上記いずれの科目にも該当しない経費をいう。 教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
	科 目	
大 科 目	小 科 目	備 考
事業活動支出の部	人件費	教員人件費 職員人件費 役員報酬 退職金 退職給与確定拠出金 退職給与引当金繰入額 教員(兼務教員を含む。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費、私立大学退職金財団負担金をいう。 教員以外の職員(アルバイト等の兼務職員を含む。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費、私立大学退職金財団負担金をいう。 理事及び監事等に支払う報酬をいう。 確定拠出年金制度による拠出金をいう。 退職給与引当金への当期繰入額をいう。
	教育研究経費	消耗品費 光熱水費 旅費交通費 通信運搬費 印刷製本費 修繕費 損害保険料 奨学厚生費 公租公課 諸会費 会議涉外費 委託費 教育研究のために支出する経費(学生募集をするために支出する経費を除く)をいう。 原則として、1個又は1組10万円未満または耐用年数1年未満で、少額重要資産の対象とならない物品をいう。 電気料、燃料費、上下水道料をいう。 教育研究用務で使用する鉄道・航空機・タクシ一代等の運賃、有料道路通行料、駐車料及び宿泊料等をいう。 電話料、電報料、通信料、郵便料、宅配料、運搬費をいう。 教材・書類・入試問題等の印刷及び製本費(電子媒体を含む)をいう。 建物・建物付属設備・構築物・機器備品等の修繕、軽微な模様替え、取り壊し費をいう。 建物の火災保険料、自動車保険等の損害保険料の支出となる経費をいう。 支給又は減免した奨学金(貸与を除く)、学生活動に対する補助金、教育活動参加学生の交通費・参加費・受講料・保険料、学生に係る記念品及び慶弔品等をいう。 租税その他の賦課金の支出となる経費をいう。 大学及び教職員が会員となる各種団体への会費となる経費をいう。 教育に係る会議、懇談会の食事、接待等の支出となる経費をいう。 業務委託契約に基づく業務委託費、施設設備・機器備品等の保守調整費、電算システム等の開発・保守調整費、医師の検診料、人材派遣等委託料等をいう。 施設設備等の借用料、備品等リース料、レンタカー使用料、長期駐車場借用料等をいう。
	賃借料	原稿料・講演料等の謝礼、デザイン料・著作権使用料・翻訳料・校正料等の報酬費、本学工作センター加工依頼料、解析センター機器使用料等をいう。
	報酬・手数料	受託研究費 研究分担金 雑費 減価償却額 受託研究に係る支出で、人件費・機器備品購入を除く経費をいう。 本学の研究責任者から他機関の共同研究者に配分する研究費の支出をいう。 上記いずれの科目にも該当しない経費をいう。 教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
	科 目	
大 科 目	小 科 目	備 考

科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
教育活動支出の部	管理経費	教育研究経費以外に支出する経費をいう。 原則として、1個又は1組10万円未満または耐用年数1年未満の物品をいう。 電気料、燃料費、上下水道料をいう。 教育研究用務以外で使用する鉄道・航空機・タクシ一代等の運賃、有料道路通行料、駐車料及び宿泊料等をいう。 電話料、電報料、通信料、郵便料、宅配料、運搬費をいう。 封筒・ハガキ・書類・学生募集要項等の管理用各種発行物の印刷及び製本費(電子媒体を含む)をいう。
	消耗品費	建物・建物付属設備・構築物・機器備品等の修繕、軽微な模様替え、取り壊し費をいう。
	光熱水費	教育研究用以外の建物の火災保険料、自動車保険等の損害保険料の支出となる経費をいう。
	旅費交通費	役員・教職員に対する福利厚生費(所定福利費を除く)、慶弔金、永年勤続表彰記念品代、生命保険料、定期保険料、健康診断経費をいう。
	通信運搬費	学生募集に関する広告・広報活動、学校案内の作成、大学に関する広告・広報活動、学報・年史等の発行等をいう。
	印刷製本費	租税その他の賦課金の支出となる経費をいう。
	修繕費	法人及び大学が会員となる各種団体への会費となる経費をいう。
	損害保険料	教育研究以外の会議、懇談会の食事、交際費、外部への慶弔等の支出となる経費をいう。
	福利厚生費	業務委託契約に基づく教育研究目的以外の業務委託費、施設設備・機器備品等の保守調整費、電算システム等の開発・保守調整費、管理部門の人材派遣委託料等をいう。
	広報費	施設設備等の借用料、備品等リース料、レンタカー使用料、長期駐車場借用料等をいう。
	寄付金	公認会計士・司法書士等に支払う報酬費、原稿料・講演料等の謝礼、デザイン料・著作権使用料・翻訳料・校正料等の報酬費等をいう。
	公租公課	上記いずれの科目にも該当しない経費をいう。
	諸会費	管理用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
	会議涉外費	
	委託費	
	賃借料	
	報酬・手数料	
	雑費	
	減価償却額	
徴収不能額等		
教育活動収入の部	科 目	
	大 科 目	小 科 目
	受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産運用収入 その他の受取利息・配当金
	その他の教育活動外収入	為替差益
教育活動外収支の部	科 目	
	大 科 目	小 科 目
	借入金等利息	借入金に対する利息の支払額をいう。
	その他の教育活動外支出	為替差損
特別収支の部	科 目	
	大 科 目	小 科 目
	資産売却差額	有価証券売却差額 設備売却差額
	その他の特別収入	施設設備寄付金 現物寄付 施設設備補助金 過年度修正額
事業活動支出の部	科 目	
	大 科 目	小 科 目
	資産処分差額	有価証券評価差額 構築物除却差額 建物除却差額 車両処分差額 図書処分差額 減価償却引当特定資産評価差
	その他の特別支出	過年度修正額

財務諸表における各科目の概要  
貸借対照表記載科目

資産の部			
科 目		備 考	
大 科 目	中 科 目	小 科 目	
固定資産	有形固定資産	土地	貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであっても使用中のものを含む。
		建物	建物に附属する電気、給排水、冷暖房等の設備を含む。
		構築物	競技場、テニスコート、庭園、埠、舗装、浄化水槽等の土木設備又は工作物をいう。
		教育研究用機器備品	耐用年数が1年以上で、1件又は1組の価格が10万円以上もしくは常時相当数(多量)の保存が必要な教育研究用のものをいう。
		管理用機器備品	耐用年数が1年以上で、1件又は1組の価格が10万円以上の教育研究用以外のものをいう。
		図書	書籍等の出版物で長期間にわたって使用保存するものをいう。
	特定資産	車両	公用車、スクールバス等の車両をいう。
		建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
		第2号基本金引当特定資産	使途が特定された預金、有価証券その他の資産をいう。
		第3号基本金引当特定資産	
流動資産	その他の固定資産	退職給与引当特定資産	
		減価償却引当特定資産	
		国際交流支援基金引当特定資産	
		PCB処理引当特定資産	
		長期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
		差入保証金	学校法人から地域への保証金をいう。
		敷金	東京スカイツリータウンキャンパスの敷金をいう。
		投資有価証券	長期に保有する投資有価証券をいう(学校法人から会社への出資金を含む)。
		預託金	車両のリサイクル預託金をいう。
	現金預金	現金預金	その期限が貸借対照表日後1年内に到来するものをいう。
		短期貸付金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。
		未収入金	翌会計年度に経費となるものをいう。
	前払金	前払金	

  

負債の部			
科 目		備 考	
大 科 目	小 科 目		
固定負債	退職給与引当金	退職金規程による計算に基づく退職給与引当額をいう。	
流動負債	未払金	経費等の各年度末における未払額をいう。	
	前受金	翌年度収入となるべきものの前受額をいう。	
	預り金	教職員の源泉所得税、社会保険料、諸会費等の委託徴収に関わる預り金をいう。	

  

純資産の部			
科 目		備 考	
大 科 目	小 科 目		
基本金	第1号基本金	学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号。以下同じ。)第30条第1項第1号に掲げる額に関わる基本金をいう。	
	第2号基本金	学校法人会計基準第30条第1項第2号に掲げる額に関わる基本金をいう。	
	第3号基本金	学校法人会計基準第30条第1項第3号に掲げる額に関わる基本金をいう。	
	第4号基本金	学校法人会計基準第30条第1項第4号に掲げる額に関わる基本金をいう。	
繰越収支差額	翌年度繰越収支差額		